

## 新潟県立新潟テクノスクール施設貸付細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号。以下「規則」という。）第2条第1項の規定に基づき、新潟県立新潟テクノスクールの施設（以下「施設」という。）を使用させることに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (決定及び通知)

第2条 規則第39条により提出された援助申請書については、校長は、次のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。

- (1) 校の業務に支障があるとき。
- (2) 管理上支障があると認められたとき。

2 施設の使用の承認は、使用承認書（別記様式1）を交付して行うものとする。

### (使用を認めない日)

第3条 施設の使用を認めない日は次のとおりとする。

12月29日から翌年の1月3日まで

### (使用させる時間)

第4条 施設を使用させる時間は、午前9時から午後5時までとする。但し、校長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。

### (使用させる場所)

第5条 使用させる施設は、別表に掲げるものとする。

### (費用の負担)

第6条 第5条に規定する施設の使用に関して、使用者は、光熱水費及び管理費（以下「光熱水費等」という。）として、別表に掲げる経費を負担しなければならない。

2 前項の光熱水費等は、納入通知書により徴収する。

### (光熱水費等の減免)

第7条 校長は、公用若しくは公共用又は公益の用に供すると認めるときは、光熱水費等の全部又は一部を免除することができる。

2 光熱水費等の全部又は一部の免除を受けようとする事業主等は、光熱水費等免除申請書（別記様式2）を校長に提出しなければならない。

3 校長は光熱水費等の免除の内容及び程度を決定し、免除が適当と認めるときは光熱水費等免除決定通知書（別記様式3）により、免除が不適当と認めるときは別記様式4により事業主等に通知するものとする。

### (その他必要事項)

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が個別に定める。

### 附則

この細則は、平成26年5月1日から施行する。

別記様式 1

新テクノ第 号  
令和 年 月 日

様

新潟県立新潟テクノスクール  
校長 川村 忍

使 用 承 認 書

下記のとおり施設の使用等を承認します。

記

使用者名	
使用目的	
使用期間	令和 年 月 日 ( ) : ~ : 令和 年 月 日 ( ) : ~ :
使用場所	
使用人員	人
光熱水費等	新潟県職業能力開発校規則及び新潟県立新潟テクノスクール施設貸付細則に定める額
備考	利用後は設備、用具のあとかたづけ、清掃、戸締まり、施錠等を行い、開発援助課職員又は警備員の確認を受けてください。 鍵返却時に「施設使用状況確認票」を提出してください。

## 光熱水費等免除申請書

新潟県立新潟テクノスクール校長 様

令和 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けの援助申請について、下記により光熱水費等の免除を受けたいので申請します。

### 記

1 免除を受けようとする期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

2 免除を受けようとする場所

3 免除を受けようとする経費（該当するものを丸で囲むこと）

光熱水費 ・ 冷暖房加算 ・ 設備使用加算 ・ 警備加算

4 具体的な施設使用目的

注意：申請書の内容が事実と相違している場合は、免除が取り消されることがあります。

新テクノ第 号  
令和 年 月 日

様

新潟県立新潟テクノスクール校長

## 光熱水費等免除決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった光熱水費等の免除については、審査の結果、下記のとおり免除することに決定したので、通知します。

### 記

#### 1 免除の理由

施設の使用目的が、公用若しくは公共用又は公益用と認められるため

#### 2 免除する期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

#### 3 免除する場所

#### 4 免除する経費

光熱水費 ・ 冷暖房加算 ・ 設備使用加算 ・ 警備加算

別記様式4

新テクノ第 号  
令和 年 月 日

様

新潟県立新潟テクノスクール校長

### 光熱水費等の免除について

令和 年 月 日付けで申請のあった光熱水費等の免除については、審査の結果、下記の理由により免除しないこととしたので、通知します。

記

免除しない理由